

## 川口都市計画公園の変更（案）及び川口都市計画火葬場の決定（案） に関する公聴会公述録

日 時：平成23年11月11日（金） 午後2時 ～ 午後2時35分  
場 所：上青木公民館 第3会議室

議 長：川口市技監兼都市計画部長

事務局：川口市歴史自然公園事業等プロジェクト・チーム

公述人：公述人1 川口市桜町 公述人2 川口市赤山

### 1 開会

事務局 お時間になりましたので、只今から公聴会を開催させていただきたいと存じます。恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。公聴会に先立ちまして、一言ご説明申し上げます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、川口市歴史自然公園事業等プロジェクト・チームリーダーでございます。どうぞよろしく願いいたします。

只今から「川口都市計画公園の変更（案）及び川口都市計画火葬場の決定（案）に関する公聴会」を開催するわけですが、公述申出期間中に公述申出書の提出をされた方の人数は、2名でございました。本市といたしましては、公述申出書の内容を慎重に検討いたしました結果、公述申出書を提出された2名全員の方に公述していただくよう決定した次第でございます。

なお、川口都市計画公園の変更（案）、川口都市計画火葬場の決定（案）の両方に対してのご意見は、続けて発言をしていただきますのでご了承ください。

はじめに、公述人の方に申し上げます。公述時間は、既にご通知いたしましたとおり10分以内をお願いいたしますが、公述時間終了の3分前には、このような「3分前カード」を、終了1分前には、このような「1分前カード」をお示しいたします。また、公述時間が終了いたしますと、「ベルを3回」鳴らし、お知らせいたしますので、発言を終了させていただきたいと存じます。なお、発言が公述申出書の内容を超えた場合、公述時間を過ぎても発言をやめなかった場合、穏当でない発言があった場合には、川口市都市計画及び景観計画公聴会規則第6条第2項の規定により、議長が発言を禁止したり、または、公述人に退場願うことがございます。また、同規則第7条第1項、第2項の規定により、公述人の発言内容について、議長が質疑することがありますが、公述人から質疑することでは

きませんので、ご了承ください。

次に傍聴人の方に申し上げます。本日、お集まりの方々の中にも色々なご意見をお持ちの方もたと存じますが、本日は市長が指定した公述人の方のご意見をお聞きするものでございますので、傍聴の方々の発言はできないこととなっております。したがいまして、公聴会の秩序を乱すような発言等があった方は、議長が退場を命ずることがありますので、ご了承くださいたいと存じます。

なお、貴重なご意見を述べられる公述人の登壇、降壇の際には、拍手をお願いしたいと存じます。

本日の議長は、市長の指名によりまして、川口市技監兼都市計画部長が行ないます。それでは議長席へお願いいたします。

## 2 川口市技監兼都市計画部長 挨拶

議長 本日は、ご多忙のところご参加いただきまして、厚く御礼申し上げます。

只今から、川口都市計画公園の変更（案）及び川口都市計画火葬場の決定（案）につきまして、ご意見をお聞きする公聴会を開会いたします。私は、川口市技監兼都市計画部長でございます。着座にて議事進行を務めさせていただきます。

本市におきましては、川口都市計画公園の変更（案）及び川口都市計画火葬場の決定（案）につきまして、8月末より地権者の方々及び地元の町会の方々を対象とした地元説明会を7回実施いたしました。この度、広く市内全域等を対象に10月11日から10月25日まで計画案を閲覧いただく機会を設け、公述の申し出を受け付けたところ、2名の方からの申し出があり、本日、公聴会を開催し、ご意見を承ることとなったものでございます。

ご意見を承ります前に、公聴会の運営につきまして一言申し上げます。

ご発言の順序は、当方であらかじめ決めさせていただき、事前に通知させていただいておりますが、只今から、その順序を事務局から朗読させます。

## 3 公述順序朗読

事務局 1番、川口市桜町 公述人1様、2番、川口市赤山 公述人2様 以上でございます。

## 4 公述人発言

議長 ご発言につきましては、私が、お名前を申し上げましたら、まず、お住まいの地域、氏名、年齢、職業をお知らせ願ひ、そのうえで発言をお願いいたします。また、発言は、ご提出いただいた公述申出書に記載された意見の要旨、及びその理由の内容についてお願いいたします。

傍聴人の方をお願いいたします。本日、選ばれました公述人の方のご意見が私共によくお聞かせ願えるよう、静粛をお願い申し上げます。なお、公述人の皆様は、公述後、公聴会終了後まで傍聴されても、お帰りになられても自由でございます。

では、只今より、公述人の方に公述を行なっていただきます。

1番 公述人1さんをお願いいたします。

公述人 川口市桜町から来ました、公述人1、46歳、自営業をやっています。

これから読み上げさせていただきます。私は、川口都市計画に対して意見を述べさせていただきます。

私は公園・斎場ができる事に関して反対ではありません。むしろ賛成の方です。周りご近所等の方の生活が良くなる方法で、自然公園等ができるのをお願いしたいと思います。自然体験、歴史文化さまざまな物を活かして作っていただきたいと思います。赤山はですね、枝ものの苗木を主として生活をしている方がたくさんいるので、その人たちの仕事内容を活かした自然公園の作り方をさせていただければと思います。来ていただいた方が、そのような苗木を植えたり、枝ものを見たり、体験したりできるような公園づくり、赤山には赤山城という歴史のあるお城の跡地がありますので、そのような物をメインにもっていただき、近辺の人々が、赤山歴史自然公園で働けたり、周辺の土地の人の職がなくなるような事がないようにしていただきたい。自然公園で働く人は、地元で生産している人だと思いますので、手入れ方法から管理方法までの知識がある方だと思います。このような方々が先頭に立つてもらえれば良い公園ができるのではないかと思います。

斎場がこれからできるという事については、「埼玉で一番」と言われるような斎場計画を市民も期待していると私は思っています。

この場所が、防災、救助の拠点として、将来使われるという大きな期待もある中では、是非とも宿泊施設も作っていただければと思います。川口には、私が存じていないだけかも知れませんが、音楽ホールなどを作ると自然の公園として良い雰囲気になるのではないかと思います。

火葬場のできる反対側には、医療センターが近くにあるのですが、公園の一部に病院というものができれば良いのではないかなと、そういう期待もあります。できれば、産婦人科なんかも入っていただいて良いのではないかと思います。

色々な考えがたくさん出てくると思います。複合施設という観点から、たくさんのもので取り入れられる公園であって欲しいと思っておりますので、川口市の方でどのような考えで公園づくりを考えているかは、わかりませんが、市民、近辺の方に、もう少し理解できるような説明が欲しいと私は感じています。

遠くから車で火葬場に来る人が、川口パーキングを利用してお通夜、お葬式

ができれば素晴らしい、高速道路から料金所を降りないでお葬式に出られるというのは、どこの県にもないのではないかと思うし立地的にも良いと思います。

赤山の自然公園を利用して宿泊していただければ、公園の素晴らしさと良さを十分に体験できるのではないかと思いますので、宿泊施設を検討願いたいと思います。

検討委員の中には土地提供者、区域周辺の方が何人いたのか、わかりませんが、もう少しその辺の方々を入れて話し合いをしていただければ良いと思います。

これからの公園づくりにおいて、未来型の公園、太陽光発電的な取り組み、自然公園と名が付いているだけに、自然エネルギーというものをたくさん取り入れた、未来型自然公園というものを目指していただければと思っております。

最後に火葬場に関してですが、今の検討は火葬のみであるが、火葬のみではなく立派な斎場を一緒につくっていただきたいと私は思っています。それが署名していただいた市民の願いだと思います。一部の方の考えで火葬だけというのは本当に市民が願っているのかどうか少し疑問に思います。

これから必要なのは、良い環境で子どもたちが巣立っていくことと、やはり葬儀に関しては、安い価格での葬儀を求めて、市民は斎場の実現を求めていると私は思っています。

先日、川口市と鳩ヶ谷市が合併した際に、鳩ヶ谷社協での葬儀が、市民には評判がよく、鳩ヶ谷社協を通しての葬儀が平成22年度で246件、その内川口市の人の利用が10件、平成23年度4月から10月の半年間で108件の利用があったと伺いました。鳩ヶ谷の良いところは、是非とも取り入れてもらえればと思います。以上です。(公述時間 8分35秒)

議長 ありがとうございます。

次は、2番 公述人2さんですが、本人の都合により欠席のご連絡をいただきましたが、代読意見書の提出がありましたので、川口市都市計画及び景観計画公聴会規則第6条第3項の規定により、提出された文章を職員に朗読させます。

事務局 それでは、はじめに川口市都市計画公園の変更(案)について代読します。

川口市赤山 公述人2 63歳 自営業

川口市都市計画公園の変更・赤山歴史自然公園(案)について賛成する。

理由 当該区域は、安行近郊緑地保全区域に指定され、また川口市都市計画基本方針(平成13年度)の自然や農地の保全等方針について指針がなされている。

川口市景観形成基本計画(平成20年)についても周囲と一体となった歴史や文化を感じることでできる景観を目指すとしており、当地に公園を設けることについて賛成するものです。但しハイウェイオアシスや、ドッグランゾーンについては下

記の①～③の趣旨や内容に反し、反対するものです。

公園課の HP、検討委員会の資料では、

①安行近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法）

首都圏近郊緑地保全法は、首都及び周辺地域住民の健全な生活環境を保全し、首都圏の秩序ある発展を図るため、首都圏の既成市街地の近郊に存在する自然環境の良好な地域を保全することを目的として昭和41年に制定。

②川口市都市計画基本方針（平成13年）

緑化産業地域における良好な営農環境と緑地の保全。緑化産業の拠点の充実。台地縁辺の多様な自然の保全・回復。歴史的な自然を取り巻く緑地の保全と充実。緑化産業の伝統を生かした緑豊かなまちづくりの推進。中小河川・用水路の水辺環境の整備。多様な都市活動拠点の緑化。安行台地・荒川の自然環境の保全。市民が創る身近な緑の環境づくり。

③川口市景観形成基本計画（平成18年度）

既存の植木畑、屋敷林等と調和する建築物や敷地などの景観の改善により「緑豊かなうるおいある景観」を目指す。（緑化産業地域）

既存の農地や屋敷林、生垣等と調和する建築物や敷地などの景観の改善により「緑豊かなうるおいある景観」を目指す。（植木畑、屋敷林、農家住宅などが多い地域）

赤山城跡等の重要な歴史的施設を含む周辺一帯の景観の改善により、施設と周囲が一体となった「歴史や文化を感じることのできる景観」を目指す。

以上①～③の内容からハイウェイオアシスやドッグランについて反対するものです。（公述時間 4分15秒）

続きまして、川口市都市計画火葬場の決定（案）について代読します。

川口市赤山 公述人2 63歳 自営業

川口市都市計画火葬場の決定（案）について反対する。

理由 当該区域は、安行近郊緑地保全区域に指定され、また川口市都市計画基本方針（平成13年度）の自然や農地の保全等方針について指針がなされている。

川口市景観形成基本計画（平成20年）についても周囲と一体となった歴史や文化を感じることのできる景観を目指すとしており、当地に火葬場を設けることは下記の内容や、景観について不調和、不自然であり反対するものです。

公園課 HP、検討委員会の資料では、

①安行近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法）

首都圏近郊緑地保全法は首都及び周辺地域住民の健全な生活環境を保全し、首都圏の秩序ある発展を図るため、首都圏の既成市街地の近郊に存在する自然環境の良好な地域を保全することを目的として昭和41年に制定。

②川口市都市計画基本方針（平成13年）

緑化産業地域における良好な営農環境と緑地の保全。緑化産業の拠点の充実。台地緑辺の多様な自然の保全・回復。歴史的な自然を取り巻く緑地の保全と充実。緑化産業の伝統を生かした緑豊かなまちづくりの推進。中小河川・用水路の水辺環境の整備。多様な都市活動拠点の緑化。安行台地・荒川の自然環境の保全。市民が創る身近な緑の環境づくり。

③川口市景観形成基本計画（平成18年度）

既存の植木畑、屋敷林等と調和する建築物や敷地などの景観の改善により「緑豊かなうるおいある景観」を目指す。（緑化産業地域）

既存の農地や屋敷林、生垣等と調和する建築物や敷地などの景観の改善により「緑豊かなうるおいある景観」を目指す。（植木畑、屋敷林、農家住宅などが多い地域）

赤山城跡等の重要な歴史的施設を含む周辺一帯の景観の改善により、施設と周囲が一体となった「歴史や文化を感じることのできる景観」を目指す。

以上①～③の内容から反対するものです。（公述時間 3分40秒）

以上で代読を終わります。

議長 ありがとうございます。

以上で、公述人の方のご意見の陳述は終了いたしました。

本市におきましては、本日承りましたご意見を慎重に検討のうえ、「川口都市計画公園の変更（案）及び川口都市計画火葬場の決定（案）」を作成して参りたいと考えております。また、今回いただきましたご意見につきましては、市の考え方をまとめたうえで、ホームページにて公開して参りたいと考えております。

本日は、お忙しいところ貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、事務局にお返しします。

## 5 閉会

事務局 以上をもちまして、「川口都市計画公園の変更（案）及び川口都市計画火葬場の決定（案）」に関する公聴会」を閉会いたします。お忘れ物のごいませんようお帰り下さい。どうもありがとうございました。